公益財団法人新潟水道サービス

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟水道サービス定款(以下「定款」という。)の第12条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、定款第22条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第9条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、公益財団法人新潟水道サービス(以下「当財団」という。)を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 当財団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することが出来る。
- 2 常勤役員の報酬等は、年額とし、別表第1に定める限度額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬等の額は、常勤の理事に対するものは、理事長が理事会の承認を得て決定し、 常勤の監事に対するものは、評議員会の決議により決定する。
- 4 常勤役員には、賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 非常勤役員等には、報酬等は支給しない。

(報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、当財団の職員の例による。

(費用)

- 第5条 役員等が、その職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことが出来る。
- 2 常勤役員には、当財団の職員の例にならい、通勤手当を支給する。
- 3 役員等が、職務のために出張したときは、当財団の職員の例にならい、旅費を支給する。
- 4 役員等(常勤役員及び新潟市職員と兼ねる者を除く。)が、理事会及び評議員会に出席したとき、 又は理事長の求めに応じ会議等に出席したときは、その費用を支給することが出来る。

(新潟市水道局からの派遣役員の特例)

第6条 常勤役員が新潟市水道局からの派遣職員である場合は、前条までの規定に関わらず、当該常 勤役員の給与については、公益財団法人新潟水道サービス職員給与規程第21条の規定により支給 するものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に 定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人新潟水道サービスの設立の登記の日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬等の限度額

1人当たり年間700万円までの範囲